

航空危険物を内容品とするゆうパックの航空搭載事故に対する
国土交通省からの事業改善命令について

平成21年11月13日(金)に、国土交通省が貨物利用運送事業法に基づき、郵便事業株式会社新東京支店(江東区)に立ち入り検査を実施しました。

検査の結果、中古エンジン等、航空機での輸送が制限されている貨物が航空運送されていたり、雑貨、小物等品名が不明な状態で仕分けられ、品名の確認が適切に行われていない事例があり、適正な業務体制が構築されていないことについて指摘を受けました。

この結果を受けて、本日、国土交通省から貨物利用運送事業法に基づき、航空運送として貨物を受託する際、品名の確認を行うことにより、航空機での輸送が制限されている危険物がどうかについて適切に確認するとともに、このための適正な業務体制を確立することについて、事業改善命令を受け、この改善の具体的措置を平成21年12月7日(月)までに報告するよう求められました。

本件により、郵便事業に対する信頼を損ねる事態をもたらしたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、国土交通省からの事業改善命令を厳粛に受け止め、再発防止策について早急に全力で取り組み、適正な業務運行体制の確立・定着を図り、全社を挙げてお客様の信頼回復に最善の努力をいたします。

以上